

## 東日本大震災における法学者・法実務家

専修大学 法学部  
教授 飯考行



## 1. はじめに

日本は、周知の通り、昔から幾多の災害に見舞われてきた。台風、地震、津波などの災害を受けて、法制面では、第二次大戦後、災害救助法、災害対策基本法、災害弔慰金の支給等に関する法律や、被災者生活再建支援法などが、徐々に整備されてきた。

法学者による検討は、1970年代頃から、行政法、民法で、個人および共同研究を通じて散発的に行われてきた（篠塚 1976；日本土地法学会編 1976、1981、1985；法律時報臨時増刊『現代と災害』（1977）；甲斐道太郎などによる 1980年代前半の「災害をめぐる法理論の総合的研究」；植木 1982；災害法務研究会（都市防災研究所・商事法務研究会編 1986）；栗田 1998など）。他方、災害法規の横断的な検討は、室崎益輝などの災害全般の専門家が主に担っていた。

1995年の阪神・淡路大震災後に状況は変わり、主要法律雑誌で災害に関する特集が生まれ（法律時報 67巻9号（1995）「阪神・淡路大震災と法」など）、共同研究が行われた（潮海編 1997；甲斐編著 2000など）。また、公法・行政法学の阿部泰隆、山崎栄一、生田長人、民法・居住福祉法学の吉田邦彦、法史学の小柳春一郎など、法学分野で災害を半ば専門とする研究者が登場した（阿部 1995、山崎 2001、小柳 2003、生田編 2010、吉田 2011、早川他編 2012など）。

法実務では、1923年の関東大震災後、裁判所が出張調停を行う取組みがあったほか、弁護士が法律相談などにあたった（眞野 1923）。弁護士会としては、1991年の雲仙普賢岳噴火災害に続いて、阪神・淡路大震災の対応に尽力し、1年間で10万件ほどの法律相談を受けた。2004年の新潟県中越地震や2007年の中越沖地震の後も、弁護士・弁護士会は被災者の支

援活動にあたり、弁護士過疎地対応のひまわり基金法律事務所を被災地に開設する取組みなどを行った。

2003年には、日本弁護士連合会で「全国弁護士会災害復興の支援に関する規程」が制定され、災害復興支援基金とともに、その内容を実行するためのワーキンググループ（後の災害復興支援委員会）が設けられた。それによって、弁護士による災害支援の環境が整備された（日本弁護士連合会編著 2014：32頁）。

以上の経過の中で、永井幸寿や津久井進などの災害法務に詳しい弁護士が現れ、上記の日弁連の委員会活動などを通じて、法実務にとどまらない立法・法改正提言や執筆活動を行った（永井 2005など）。司法書士などの隣接法律専門職でも、阪神・淡路大震災後、それぞれの関連分野で実務的な取組みがなされ、阪神・淡路まちづくり支援機構に見られるような士業間の協働、連携団体も設立されるにいたった。

法学者と法実務家の災害への対応が比較的遅かったことは、両者の基本的な特質に由来するように思われる。法学者のアプローチは、実定法の条文の統一的な把握と説明を旨とする法解釈学が中心で、裁判で加害者の責任を問う損害賠償請求や行政の災害対応の規律に関心を持つ一方、自然災害で被災者の直面する実社会の問題への法的対応に不得手な傾向がある。弁護士などの法実務家にとっては、経営上の考慮から、収益の見込みにくい災害法分野に積極的に取り組むインセンティブは、少なかったものと推察される。

しかし、とりわけ阪神・淡路大震災後の大きな被害を目の当たりにして、被災地とその周辺に居住する法学者と法実務家を中心に、災害への法的対応の重要性が自覚され、対応が次第に進められてきた。さらに、東日本大震災により、東北地方の太平洋沿岸部一帯を

中心に、地震、津波と原子力発電所事故の三重の甚大な被害をもたらされたことが、法学者と法実務家に、法的対応の必要に関する認識を新たにさせた。

本稿では、以上の東日本大震災後の法学者と法実務家の取組みをたどり、その傾向と残された課題を見出したい。従来に比して、災害と法に関する研究と実務は進展してきたものの、法学者と法実務家の基本的な特質は変わらない中で、どのような取組みが求められているかに留意しながら、検討を進めたい。

## 2. 法学者

東日本大震災後、法学者において、阪神・淡路大震災後に輪をかけて災害への関心が高まったように見受けられ、各種法律雑誌で特集号が組まれた。すなわち、ジュリスト 1427号 (2011)「東日本大震災 法と対策」、1434号 (2011)「災害時における民事法の機能とあり方」、1459号 (2013)「被災関連二法と、これからの不動産法制」および 1497号 (2016)「震災と企業法務」、法律時報 83巻 5号 (2011)「東日本大震災への緊急提言」、84巻 6号 (2012)「大規模災害と市民生活の復興—東日本大震災の経験と今後の課題」および 88巻 4号 (2016)「東日本大震災 5年 被災地／日本の法的問題」、法律のひろば 64巻 9号

(2011)「東日本大震災をめぐる動向と復興へ向けた対応」、65巻 3号・4号 (2012)「東日本大震災をめぐる法整備」、69巻 3号 (2016)「震災から 5年—現場から問いかける課題と復興・防災・減災への提言」、法学セミナー 682号・683号 (2011)「3.11 大震災の公法学」、684号・685号 (2012)「3.11 大震災と暮らしの再生」(後に別冊 1 および 2)、立法と調査 317号・318号 (2011)、329号 (2012)、341号 (2013)、353号 (2014) などである。

法学関係の学会では、震災をテーマに大会を開催し、機関誌に掲載する例が散見された。日本公法学会 (公法研究 76号 (2014)「大規模災害と公法の課題」、日本私法学会 (論究ジュリスト 6号 (2013) および 私法 76号 (2014)「震災と民法学」、民主主義科学者協会法律部会 (法の科学 44号 (2013)「東日本大

震災・福島原発事故は法と法学に何を問いかけているか)、日本社会保障法学会 (社会保障法 28号 (2013)

「社会保障迫られる改革／欧米の動向と震災日本」、日本農業法学会 (農業法研究 47号 (2012)「被災現場から問う農地と農業・農村の復興」、日本財政法学会 (日本財政法学会編 2013)、宗教法学会 (宗教法 32号 (2013)「大規模自然災害と宗教法の課題」、法文化学会 (小柳編 2014) などである。日本環境会議の機関誌「環境と公害」にも、福島原発事故などの法的対応に関する論考が数多く掲載された。

東日本大震災後は、災害と法に関する書籍および雑誌論考も多数公表された。書籍に限っても、憲法学で、森他編著 (2012)、奥平・樋口編 (2013)、行政法学で、鈴木編 (2015) などが、それぞれ刊行された。福島原発事故の損害賠償のあり方などを論じる書籍には、高橋・大塚編 (2013)、淡路他編 (2015)、除本・渡辺編著 (2015)、高橋 (2016) などがある。

石村・市村編著 (2013)、松岡他編 (2016) は、各法分野の災害関連論考を収める。齊藤編 (2013) は、大災害に関する犯罪問題を学際的視点から取り上げる。浜谷・松浦編著 (2012) は、危機管理の側面から国内外の災害法制を検討する。齊藤・野田編 (2016) は、法学と経済学の共同研究である。

震災法律援助の法社会学的研究には、阪神・淡路大震災後の米田健市による分析 (財団法人法律扶助協会兵庫県支部編 (2003) 2、3章) があつたところ、東日本大震災後は佐藤岩夫が調査と分析に寄与した (日本司法支援センター編 2014)。

前述の災害に半ば特化した法学者は、東日本大震災後も研究を継続、発展させたほか (山崎 2013、生田 2013、吉田 2015、小柳 2015 など)、アジア法整備支援の見地から被災者の私権を重視する金子由芳 (金子 2014、Kaneko et.al. eds. 2016 その他) など、災害と法の問題に取り組む新たな研究者が現れた。

弁護士からは、震災法律相談にとどまらない内容の論考が公表された (津久井 2012 ; 岡本 2014)。前者の津久井は、災害に対応する法実務経験や日弁連での活動を踏まえて、各種法律雑誌特集や書籍に論考を寄

せており、津久井（2016b）は、東日本大震災後の立法、法改正内容を紹介し、今後の課題を論じる。岡本（2014）は、「災害復興法学」を提唱し、法律相談データを分析し、法に関わる復興事例を紹介する。

上記以外に、大学紀要その他の媒体でも、東日本大震災と法に関する論考が多数掲載されている。法律判例文献情報データベース（2017年1月現在、1981年から2016年10月頃までの雑誌、新聞の論文、記事や書籍の題目をカバーする）で、「災害」を事項検索すると、6,925件にヒットする。うち1,800件は阪神・淡路大震災まで（14年ほど）、うち3,178件は阪神・淡路大震災から東日本大震災まで（16年ほど）、1,947件は東日本大震災発生から（5年半余り）の件数である。「労働災害」の論考がおよそ半分を占めるとしても、阪神・淡路大震災以降の件数の増加と東日本大震災以降のさらなる増加の傾向は明らかである。

前田（2013-2014）は、災害に関する法学研究史をたどる。同論考によれば、阪神・淡路大震災以前の研究は、主に都市防災と水害に焦点が当てられていた。それに対し、阪神・淡路大震災以降は、地震災害へ対象が移行し、急速に発展した。中心的な論点は、水害における営造物管理の瑕疵論から、まちづくり、被災者の生活再建支援のあり方へ発展した。東日本大震災後は、災害時要援護者支援体制、強制移転のあり方、農林水産業の維持と再建支援、および大規模災害後の生活および産業復興へ、さらなる展開を見たとする。

従来、災害は、行政法と民法の分野を中心に、法学者の一部により検討されていた。しかし、東日本大震災を経て、上記の法律雑誌、学会、書籍等からは、法学分野の広がり（憲法、社会保障法、税法、宗教法、環境法、国際法、法社会学など）、研究者の多様化や、他分野との連携が進行したことがうかがえる。この動きは、東日本大震災と被害の大きさに直面し、また今後予想される南海トラフ大地震などの大災害の脅威に備えて、法学者が、自らの社会的責任として、災害の法的検討に従事したことによると考えられる(1)。

### 3. 法実務家

弁護士は、東日本大震災発生後、被災地の弁護士と日本弁護士連合会および全国、とりわけ関西の弁護士と連携して、法律相談や受任にあたった。

東日本大震災は、阪神・淡路大震災と異なり、東北地方太平洋沿岸部が被災した地方型災害で、マンション等の集合住宅に関する紛争は、仙台市などの大都市部を除いて少なかった。他方、被災地は、農業、漁業などの第一次産業が盛んで、被災者は、職場と住まいの双方に津波や放射性物質の深刻な被害を受けた。

法律関係士業は、全国組織等で、相談や支援活動を行った（弁護士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士の対応の概要につき、震災対応セミナー実行委員会編（2012）600-733頁）。

弁護士は、被災地において、仙台市といわき市を除いて点在するのみで、人数は必ずしも多くなかった。いわば司法・弁護士過疎地で起こった災害であった点に、東日本大震災の特徴がある（佐藤 2013、飯 2013a）。被災地の弁護士は、弁護士過疎対策のために設置された弁護士会のひまわり基金法律事務所に2、3年の任期付きで勤務する者が多かった。最低限度の数の弁護士が沿岸部にいたことは幸いであったにせよ、過疎地対応の弁護士は、任期満了後に被災地を離れる者が多く、長期に渡る地域密着型業務は難しい面があった。

ひまわり基金法律事務所は、北から、久慈、宮古、陸前高田、相馬と南相馬（原町）に所在し、うち陸前高田と南相馬の事務所は東日本大震災後に設立されている。久慈市と陸前高田市には、上記の各事務所の所長弁護士しかいなかった。他方、その他の市と気仙沼、石巻、相馬には、弁護士複数名が開業していた。

その他の弁護士過疎対応事務所として、宮古市の日本司法支援センター（法テラス）司法過疎対応型地域事務所、大船渡市の弁護士法人の従たる事務所があった。法テラスでは、弁護士等は非常駐ながら、被災地出張所が7ヶ所（大槌、気仙（大船渡）、南三陸、山元、東松島、二本松、ふたば）で開設され、弁護士と司法書士の法律相談のほか、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士など

の専門士業による「よろず相談」が、被災地居住者に無料で提供された。

上記の被災3県の沿岸部の弁護士の中には、自ら被災しながらも、震災後間もない時期から避難所等で法律相談を行う者もいた。しかし、被災地のみでは弁護士の絶対数が足りないため、他の弁護士会から応援があり、2011年6月末までに、2,500人余りの弁護士が相談対応に駆けつけている(延べ人数、日本弁護士連合会編著2016:126頁)。また、各地の弁護士会で無料電話相談に対応し、弁護士有志の災害メーリングリストを介して情報共有がはかられた。岩手弁護士会では、A3判の新聞(岩手弁護士会NEWS)を作成し、時宜に応じて法に関する有用な情報を避難所などに届ける試みがなされた。

震災直後から被災3県および全国各地で実施された法律相談の件数は、2012年5月末の時点で4万件を超える。この数字と相談内容からは、災害後の法のニーズの高さがうかがえる(3県別の分析につき、岡本2014:3-43頁)。

弁護士は、法律相談のほか、震災ADRの実施(仙台弁護士会の震災ADR(詳細につき、仙台弁護士会紛争解決支援センター編2013)と、いわゆる原発ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)、原発事故等への対応、立法活動、広域避難者支援、まちづくり支援や広報活動を行った(永井2012、詳細につき、日本弁護士連合会編著2014:31-58頁;自治実務セミナー2016年3月号2-23頁)。

震災前の借り入れの返済が困難になる、いわゆる二重ローン問題を抱える被災者を対象に、一定の要件の下に債務免除を受けることのできる「個人債務者の私的整理ガイドライン(被災減免ローン制度)」が、2011年7月に策定された。弁護士は、不動産鑑定士、税理士、公認会計士とともに、登録専門家として、債務者の債務整理の申出や、弁済計画案の策定等を支援し、弁済計画案の確認報告書を作成する業務を担当した

(2013年6月7日時点の登録専門家弁護士は601名)。利用件数は当初の想定よりも多くないが、2017年2月24日時点で、相談件数5,752件、うち債務整理の

成立件数は1,351件である(個人版私的整理ガイドライン運営委員会ウェブサイトの記載による、2017年3月3日最終訪問)。

上記の原発ADRでは、福島原発事故に起因する損害賠償請求の和解仲介手続を、弁護士が実施した。2015年12月末時点で、仲介委員278名、調査官189名を、弁護士または弁護士有資格者が担っていた(原子力損害賠償紛争解決センター2016:3頁)。2017年2月24日時点の和解仲介手続の実施状況は、申立件数21,727件、既済件数19,651件(うち全部和解件数16,255件)となっている(原子力損害賠償紛争解決センターウェブサイトの記載による、2017年3月3日最終訪問)。

弁護士ならびに弁護士会の特徴は、論文執筆や学会活動が中心の法学者と異なり、以上の法実務を担い、災害法制の立法・改正を求める提言や立法活動に関与する点である。前述の二重ローン問題への対応や原発ADRについては、弁護士会の提言が部分的に反映されている。災害弔慰金支給対象の兄弟姉妹への拡大、支援金差押禁止、法律扶助による震災法律援助、原子力損害賠償請求権の消滅時効延長や、いわゆる原発事故子ども・被災者支援法も、同様である(日本弁護士連合会編著2014:35頁;津久井2016a;河崎他2012)。

弁護士は、従来の中心的業務である裁判代理でも、津波犠牲者遺族の損害賠償請求訴訟(15件ほどが確認される)のほか、原発事故による被災者(避難者および滞在者)の損害賠償請求訴訟(全国の集団訴訟で原告は1万人を超える見込み)で活動している(日本弁護士連合会編著2016:124-125頁;訴訟実務につき、升田2011)。地震、津波に原発事故が絡み、個別性の高い損害の現れ方とその解決の難しさ、政府の避難指示区分に起因する「賠償の谷間」の問題や、司法過疎地ゆえの司法アクセスの難しさと裁判への住民のためらいなど、現場の弁護士からは苦悩の声が聞かれる(渡辺2016)。

避難者は、司法過疎地に長年住んできたためか、弁護士に依頼すると費用が高く、そもそも法や弁護士により解決できる問題が何かはつきり分からない場合

があるように見受けられる(被災者向けのアンケート調査結果につき、日本司法支援センター編 2014 ; 瀧上 2016 : 198-201 頁)。司法アクセスのバリア軽減のため、仮設住宅への巡回法律相談や、住宅再建制度の説明会など、弁護士や司法書士の側から被災者を訪れて距離を縮めるアウトリーチの工夫がなされた。

法テラスでは、震災法律相談 Q&A の策定、震災法テラスダイヤルでの電話相談受付のほか、震災法律援助業務や、前述の被災地出張所開設などが実施されている(日本司法支援センター編著 2016 : 132-146 頁)。震災法律援助業務について、2012 年度から 2015 年度までの累計件数は、震災法律相談援助 197,516 件、震災代理援助 8,894 件、震災書類作成援助(主に司法書士が担当) 73 件となっている。専門士業による「よろず相談」の件数も、被災地出張所 7ヶ所でそれぞれ各年度数百件を数える。

被災地では、亡くなった方の相続のほか、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業(高台移転)に伴う元地買い上げや高台造成に際しての用地取得で、土地の登記と変更手続が必要になる。しかし、被災地の山林や農地には、何世代も前から相続登記がなされていない土地が多数含まれており、用地交渉にしばしば困難を伴う(野村 2016a)。登記において弁護士や司法書士のニーズがあるほか、行政が対応を迫られる災害復興の法的用務にかんがみて、弁護士と司法書士を任期付職員として雇用する地方自治体も現れた(弁護士自身の報告として、頼金 2016 ; 野村 2016b)。

#### 4. おわりに

以上で、東日本大震災後の法学者と弁護士をはじめとする法実務家の活動を概観した。既述の通り、東日本大震災後、法学者による論考は、量と分野ともに増加したことが分かった。また、法実務家の活動も、法律相談に限らず、各種の復興のための機関・制度への関与や立法活動など、多角化したことが見て取れた。

積極的に評価しうる部分は多いものの、他方で、本稿の記述を通じて、今後の課題にも気づかされる。法学者については、各法分野内での学会、研究活動にと

どまる傾向があるためか、災害に関する論説も、それぞれの法分野内の議論にとどまるように見受けられ、せっかくの研究成果が、異なる法分野はもとより、法学以外の研究者や市民に、必ずしも共有されていない。

他分野の研究者間の共同研究も散見されるものの、まず前提として、法学で公表される災害に関する論考をフォローすることが欠かせないと思われる。法律時報の年末の「学界回顧」で、主要法分野について各年の論考がレビューされるが、「災害法」分野は柱立てされていない。従来の「学界回顧」では、「行政法」で原発に関わる法制、「環境法」で放射性物質被害、「法社会学」で災害と社会に関する論考が、それぞれレビューされている程度で、災害と法に関する顧みられない論考が多数あるのではなかろうか。今後は、「災害法」(その定義付けは議論を要しよう)の括りで、法学論考を共有しレビューする仕組みを整えることが、災害に関する法学の構想と展開に欠かせない。

また、災害への法解釈学的アプローチに加えて、法社会学や立法学のアプローチでも、より多くの災害研究が生まれることが望ましい。筆者は、ある災害社会学者から、社会学では特定の被災地・者のフィールドを持つことが重要なのに、法律の人(法学者や法実務家)はフィールドを持っていないと批判されたことがある。確かに、特定の被災地に通いつける法学者や法実務家は、ほとんどいないように見受けられる。災害に関する法の解釈や認識のみならず、法の適用される被災者・地も重視し、いわば生きた災害法を体得することが、法の研究と実践において重要ではなかろうか。

立法提言は、わずかな例外を除いて、弁護士・弁護士会によりなされており、災害法制は東日本大震災後に数多く改正・創設されたものの、不備や改善すべき点はなお残されている(塩崎他編 2015 : 140-167 頁 ; 金子 2015 ; 津久井 2016b)。

弁護士をはじめとする法実務家は、東日本大震災後、被災地の広大さと司法過疎の困難の中、様々な形で復興に寄与してきたと評価しうる。雲仙普賢岳噴火災害、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、中越沖地震などの経験が、日弁連の対応体制の整備を通じて蓄積され、

東日本大震災後に活かされたと言えよう。

東日本大震災の法実務における経験は、今後も発展継承されることが期待される。実際に、2016年4月の熊本地震後は、熊本県弁護士会で、岩手弁護士会 NEWS に類似する災害に関する法情報の新聞が、作成、配布され、好評を博したという。出張相談、「個人債務者の私的整理ガイドライン」を発展させた「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用や、震災ADRの立ち上げを含めて、熊本地震に対する弁護士会の取組みは（概要につき、自由と正義67巻11号（2016）40-67頁）、東日本大震災後の実践の長所を受け継いでいる。

他方、法実務家の課題には、災害法務の経験を、一部の弁護士や司法書士のみでなく、より多くの同業者に広めることと、関係職や機関とのさらなる連携をはかることがある。そのためには、士業にボランティア的な災害復興等への奉仕を求めるのみでなく、基金や法律扶助制度の活用、自治体との連携をはかるなど、経営面にできるだけ支障の少なくメリットのある制度作りの工夫を要しよう。すでに、自治体との災害協定や士業連携は実践されており、災害派遣弁護士チームの構想が唱えられている（岡本2016：48-51頁）。

また、東日本大震災後にあらためて認識させられたことは、平時からの司法過疎の解消が望ましいことである。弁護士会で2000年から開設されたひまわり基金法律事務所は、全国で累計100ヶ所以上に及び、東北地方の同事務所は、東日本大震災後の復興支援活動の拠点として役立った。一般開業弁護士からは、ひまわり基金法律事務所や法テラス地方事務所増設への批判がありうるが、災害時と平時の双方に対応して、地域住民および社会の生活の質の維持、向上を法的側面から支える礎として、弁護士の常駐する公設法律事務所の一層の展開が望まれる（飯2013b）。司法書士についても、司法書士過疎対応の事務所が、被災地にさらに設置されるべきであろう。

また、個人債務者の私的整理ガイドライン、自然災害による債務者の債務整理ガイドラインとも、利用者は多いとは言えない。被災者の生活再建に資するよう、

制度と運用の両面で改善すべき点が残されている。

東日本大震災から時を経て、「惨事便乗型復興」化しつつある危惧（綱島他編2016）や、ふるさとは復興の名の下に破壊されつつあるという嘆き（長谷川他編2016）が示されつつある。被災者の生活の法的支援はもとより、「復興」は誰により何のためにどのようになされるのか、復興政策を含む大局的な見地からの検討を要しよう（飯2016）。他方、災害などの緊急事態への対応目的での憲法改正論が唱えられていることから（永井2016）、何のために災害の法的対応を検討するのか、その目的と用途が問われている。

本稿では、東日本大震災後の災害に関する法学者と法実務家の動向を概観した。法分野において、災害研究の関心が高まりを見せていることは疑いない。他方、災害法の分野は確立されておらず、論者は的確な位置づけを与えられていないため、災害への法学の研究関心が一過性のものにならないよう注意を要する。

災害の法実務は、東北地方太平洋沿岸部という司法過疎地で起こった災害に、弁護士会内の連携やメーリングリストの活用、被災者への新聞での法情報の提供やアウトリーチなどの工夫、新制度への法実務家の従事により対応した。そして、熊本地震に、東日本大震災の弁護士・弁護士会の経験の発展的継承が見られた。立法提言活動を通じた災害法制の整備や、司法過疎の解消を含む、さらなる災害法実務の展開が期待される。

近時、弁護士の中には、災害に関して、法実務にとどまらず、国際的、歴史的、学際的な興味を抱き、質問紙調査やデータ分析を自ら行う者も現れている。その意味で、災害法分野において、研究者と法実務家の垣根は低くなっていると言えよう。今後も、大規模災害が予想される中で、被災者・地および社会、政治情勢全般に留意した、法学者、法実務家はもとより、国内外の災害の社会・人文科学および実務の相互参照と共同研究ならびに実践が、いっそう求められている。

#### 謝辞

本稿はJSPS 科研費15K03250の研究成果の一部である。

補注

(1)例えば、奥平・樋口編（2013）は、「東日本大震災という未曾有の危機を契機として、しかしそれにとどまることなく、「危機」における憲法の対応力を理論的に検討すべく編まれた」（ii 頁）。日本財政法学会編（2013）は、震災を大会テーマに選択した趣旨を、「前回第 29 回大会で、大震災に対し政府は復興のための大規模な財政出動を行わなければならないが、財源確保など検討すべき課題が山積しているという認識を共有した。そこで東日本大震災からの復興のための財源調達には、租税・国債などさまざまな案が検討されているところであるが、いかなる理念に基づき、どのような方策を選択するのか、また日本銀行も含めた関係諸機関をどう関わらせるか、これらの問題と財政法の諸原則との関係などについて多角的に検討しようとするものである。学会の使命として社会に向けて情報を発信しようとするものである」とする（3 頁）。

参考文献

- 1)阿部泰隆（1995）『大震災の法と政策—阪神・淡路大震災に学ぶ政策法学』日本評論社。
- 2)淡路剛久他編（2015）『福島原発事故賠償の研究』日本評論社。
- 3)飯考行（2013a）「法律専門家と被災地支援」総合法律支援論叢 2 号 105-124 頁。
- 4)飯考行（2013b）「災害に対応しうる地域司法のあり方—公設法律事務所の役割と課題を中心に」鹿児島大学法学論集 48 巻 1 号 51-62 頁。
- 5)飯考行（2016）「被災地における法と法律家の役割」法律時報 88 巻 4 号 4-12 頁。
- 6)生田長人（2013）『防災法』信山社。
- 7)生田長人編（2010）『防災と法の仕組み』東信堂。
- 8)石村耕治・市村充章編著（2013）『大震災と日本の法政策』丸善プラネット。
- 9)植木哲（1982）『災害と法—営造物責任の研究』一粒社。
- 10)岡本正（2014）『災害復興法学』慶應義塾大学出版会。
- 11)岡本正（2016）「東日本大震災を教訓とした弁護士の防災・減災活動—災害復興法学の展開と災害派遣弁護士の浸透に向けて」法律のひろば 69 巻 3 号 43-51 頁。
- 12)奥平康弘・樋口陽一編（2013）『危機の憲法学』弘文堂。
- 13)甲斐道太郎編著（2000）『大震災と法』同文館。
- 14)金子由芳（2014）「災害復興における国家と私権のゆくえ—東日本大震災とアジア」小柳編 49-91 頁。
- 15)金子由芳（2015）「災害復興基本法への提言—2 つの大震災の教訓から」神戸大学震災復興支援プラットフォーム編 273-288 頁。
- 16)Kaneko, Yuka et.al. eds. (2016) *Asian Law in Disasters: Toward a Human-Centered Recovery*, Routledge.
- 17)河崎健一郎他（2012）『避難する権利、それぞれの選択—被爆の時代を生きる』岩波書店。
- 18)栗田哲男（1998）『現代民法研究（3）（災害法・損害賠償法・その他）』信山社。
- 19)原子力損害賠償紛争解決センター（2016）「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書—平成 27 年における状況について（概況報告と総括）」。
- 20)神戸大学震災復興支援プラットフォーム編（2015）『震災復興学—阪神・淡路 20 年の歩みと東日本大震災の教訓』ミネルヴァ書房。
- 21)小柳春一郎（2003）『震災と借地借家—都市災害における賃借人の地位』成文堂。
- 22)小柳春一郎（2015）『原子力損害賠償制度の成立と展開』日本評論社。
- 23)小柳春一郎編（2014）『災害と法』国際書院。
- 24)齊藤豊治編（2013）『大災害と犯罪』法律文化社。
- 25)齋藤誠・野田博編（2016）『非常時対応の社会科学—法学と経済学の共同の試み』有斐閣。
- 26)財団法人法律扶助協会兵庫県支部編（2003）『法律扶助事業への展望—阪神・淡路大震災被災者法律援助事業の分析から』。
- 27)佐藤岩夫（2013）「「司法過疎」被災地と法的支援の課題」世界 838 号 189-196 頁。
- 28)塩崎賢明他編（2015）『大震災 20 年と復興災害』クリエイツかもがわ。
- 29)潮海一雄編（1997）『阪神・淡路大震災と法』甲南大学阪神大震災調査委員会。
- 30)篠塚昭次（1976）「「安全権」の提唱」日本土地法学会編 193-206 頁。
- 31)震災対応セミナー実行委員会編（2012）『3.11 大震災の復興（18 号）Vol.7 No.6 2017.3.8 12

- 録—中央省庁・被災自治体・各士業等の対応』民事法研究会。
- 32)鈴木庸夫編(2015)『大規模震災と行政活動』日本評論社。
- 33)仙台弁護士会紛争解決支援センター編(2013)『3.11と弁護士—震災ADRの900日』きんざい。
- 34)高橋滋(2016)『福島原発事故と法政策—震災・原発事故からの復興に向けて』第一法規。
- 35)高橋滋・大塚直編(2013)『震災・原発事故と環境法』民事法研究会。
- 36)瀧上明(2016)「釜石市における法的支援活動及び津波被害に関する裁判例の検討」松岡他編169-211頁。
- 37)津久井進(2012)『大災害と法』岩波書店。
- 38)津久井進(2016a)「法制度の改善への取組」法律のひろば69巻3号36-42頁。
- 39)津久井進(2016b)「大震災後に作られた法律は、被災者を救済したのか」網島他編229-247頁。
- 40)網島不二雄他編(2016)『東日本大震災◎復興の検証—どのようにして「惨事便乗型復興」を乗り越えるか』合同出版。
- 41)都市防災研究所・商事法務研究会編(1986)『大規模地震と経済災害』商事法務研究会。
- 42)永井幸寿(2005)「災害時における弁護士の役割」NBL820号51-61頁。
- 43)永井幸寿(2012)「東日本大震災での弁護士会の被災者支援活動」NBL974号12-20頁。
- 44)永井幸寿(2016)『憲法に緊急事態条項は必要か』岩波書店。
- 45)日本財政法学会編(2013)『東日本大震災後の財源調達と法の諸相』全国会計職員協会。
- 46)日本司法支援センター編(2014)『東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査 最終報告書』。
- 47)日本土地法学会編(1976)『住宅政策・防災と法理論<土地問題双書5>』有斐閣。
- 48)日本土地法学会編(1981)『東京地震—復興と法律問題<土地問題双書15>』有斐閣。
- 49)日本土地法学会編(1985)『水害—その予防と訴訟<土地問題双書22>』有斐閣。
- 50)日本弁護士連合会編著(2014)『弁護士白書2014年版』。
- 51)日本弁護士連合会編著(2016)『弁護士白書2016年版』。
- 52)野村裕(2016a)「時の流れは解決してくれない—被災地で顕在化する登記制度の問題点」月刊登記情報56巻3号4-8頁。
- 53)野村裕(2016b)「大規模津波被災自治体・石巻市の復興に携わって」自治実務セミナー645号20-23頁。
- 54)浜谷英博・松浦一夫編著(2012)『災害と住民保護—東日本大震災が残した課題 諸外国の災害対処・危機管理法制』三和書籍。
- 55)長谷川公一他編(2016)『岐路に立つ震災復興—地域の再生か消滅か』東京大学出版会。
- 56)早川和男他編(2012)『災害復興と居住福祉』信山社。
- 57)前田定孝(2013-2014)「日本災害法研究史」三重大学法経論叢31巻1号1-20頁、31巻2号13-32頁、32巻1号37-52頁。
- 58)升田純(2011)『原発事故の訴訟実務—風評損害訴訟の法理』学陽書房。
- 59)松岡勝実他編(2016)『災害復興の法と法曹—未来への政策的課題』成文堂。
- 60)眞野毅(1923)『震火災と法律問題』清水書店。
- 61)森英樹他編著(2012)『3・11と憲法』日本評論社。
- 62)山崎栄一(2001)「被災者支援の憲法政策—憲法政策論のための予備的作業」六甲台論集法学政治学篇48巻1号97-169頁。
- 63)山崎栄一(2013)『自然災害と被災者支援』日本評論社。
- 64)除本理央・渡辺淑彦編著(2015)『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか—福島事故から「人間の復興」、地域再生へ』ミネルヴァ書房。
- 65)吉田邦彦(2011)『都市居住・災害復興・戦争補償と批判的「法の支配」』有斐閣。
- 66)吉田邦彦(2015)『東アジア民法学と災害・居住・民族補償(前編)—総論・アイヌ民族補償・臨床法学教育』信山社。
- 67)頼金大輔(2016)「福島県の災害復興—法務担当の視点から」自治実務セミナー645号17-19頁。
- 68)渡辺淑彦(2016)「法律家としての支援—震災後5年の被災地の現状と法的ニーズ」法律のひろば69巻3号29-35頁。